

国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員給与規程を次のとおり改正する。

現行			改正			備考
国立大学法人東京農工大学職員給与規程 平成16年4月7日 16経教規則30号 第1条 省略 (給与の種類、計算期間及び支給日) 第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は次の表に掲げるとおりとする。			第1条 省略(現行どおり) (給与の種類、計算期間及び支給日) 第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は次の表に掲げるとおりとする。			
給与の種類	給与の計算期間	給与支給日	給与の種類	給与の計算期間	給与支給日	
(1) 俸給 (2) 諸手当 俸給の調整額 管理職手当 初任給調整手当 扶養手当 地域手当 広域異動手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 特勤勤務手当 特勤勤務手当に準ずる手当	一の月の初日から末日まで	その月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日にあたるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)	(1) 俸給 (2) 諸手当 俸給の調整額 管理職手当 初任給調整手当 扶養手当 地域手当 広域異動手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 特勤勤務手当 特勤勤務手当に準ずる手当	一の月の初日から末日まで	その月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日にあたるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)	
特殊勤務手当 高所作業手当 山上等作業手当 衛生管理者手当 産業医手当 作業主任者手当	一の月の初日から末日まで	翌月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日にあたるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)	特殊勤務手当 高所作業手当 山上等作業手当 衛生管理者手当 産業医手当 作業主任者手当	一の月の初日から末日まで	翌月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日にあたるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)	

超過勤務手当 休日給 宿日直手当 休日勤務特別手当 管理職員特別勤務手当		日)
期末手当 勤勉手当		6月30日及び12月10日(ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日)
入試手当		別に定める
学位論文審査手当		4月17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日にあたるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)

第3条～第6条 省略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第21条、第33条、第34条及び第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、俸給の調整額、これらに対する地域手当の月額、管理職手当、初任給調整手当、特地勤務手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)及び特地勤務手当に準ずる手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)の月額(国立大学法人東京農工大学育児休業・介護休業等規程(以下「育児・介護休業等規程」という。)に基づき育児短時間勤務又は介護短時間勤務をしている職員にあっては、第42条第4項第1号に定める算出率を乗ずる前の額)の合計額を、1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第33条、第34条及び第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、特殊勤務手当が支給されることとなる作業の場合は、当該勤務に係る勤務1日当たりの手当の額を8で除した額を、前項の規定に

超過勤務手当 削る 宿日直手当 休日勤務特別手当 管理職員特別勤務手当		日)
期末手当 勤勉手当		6月30日及び12月10日(ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日)
入試手当		別に定める
学位論文審査手当		4月17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日にあたるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)

第3条から第6条 省略(現行どおり)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第21条、第33条及び第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、俸給の調整額、これらに対する地域手当の月額、管理職手当、初任給調整手当、特地勤務手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)及び特地勤務手当に準ずる手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)の月額(国立大学法人東京農工大学育児休業・介護休業等規程(以下「育児・介護休業等規程」という。)に基づき育児短時間勤務又は介護短時間勤務をしている職員にあっては、第42条第4項第1号に定める算出率を乗ずる前の額)の合計額を、1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第33条及び第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、特殊勤務手当が支給されることとなる作業の場合は、当該勤務に係る勤務1日当たりの手当の額を8で除した額を、前項の規定による額に加

<p>よる額に加算した額とする。</p> <p>第8条～第32条 省略</p> <p>(超過勤務手当)</p> <p>第33条 労働時間等規程第3条に規定する所定の労働時間以外の時間(次条の規定により休日給が支給される日及び第36条の規定により休日勤務特別手当が支給される日に勤務する時間を除く。)に勤務することを命じられた職員には、所定の労働時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定の労働時間を超えて行った次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ各号に掲げる割合(その勤務が労働時間等規程第13条の規定による深夜において行われた場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、第23条の規定に基づき、管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 所定の労働時間に割り振られた日における勤務 100分の125 二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135 <p>(休日給)</p> <p>第34条 労働時間等規程第12条の規定により同規程第6条に規定する休日に業務上の必要により勤務することを命じられた職員(労働時間等規程第9条の規定により代休を指定された職員に限る。)は、勤務を命じられた全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が労働時間等規程第13条の規定による深夜において行われた場合は、100分の160)を休日給として支給する。</p> <p>第35条 省略</p> <p>(休日勤務特別手当)</p> <p>第36条 休日勤務特別手当は、職員が労働時間等規程第12条の規定により休日に勤務を命じられ、次の表に掲げる業務に従事した場合に支給するものとし、手当の</p>	<p>算した額とする。</p> <p>第8条～第32条 省略(現行どおり)</p> <p>(超過勤務手当)</p> <p>第33条 労働時間等規程第3条に規定する所定の労働時間以外の時間(第36条の規定により休日勤務特別手当が支給される日に勤務する時間を除く。)に勤務することを命じられた職員には、所定の労働時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定の労働時間を超えて行った次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ各号に掲げる割合(その勤務が労働時間等規程第13条の規定による深夜において行われた場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、第23条の規定に基づき、管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 所定の労働時間に割り振られた日における勤務 100分の125 二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135 三 <u>前二号に掲げる勤務時間の合計(法定休日(労働時間規程第9条の規定により代休日となった日を含む。)における勤務を除く。)が1箇月について60時間を超えた場合におけるその超えた勤務 100分の150</u> <p>第34条 削除</p> <p>第35条 省略(現行どおり)</p> <p>(休日勤務特別手当)</p> <p>第36条 休日勤務特別手当は、職員が労働時間等規程第12条の規定により休日に勤務を命じられ、次の表に掲げる業務に従事した場合に支給するものとし、手当の</p>	
---	---	--

額は、業務に従事した日1日につき、同表に定める額とする。		額は、業務に従事した日1日につき、同表に定める額とする。		
業務の区分		業務の区分		
手当額		手当額		
一般職俸給表の適用を受ける職員が、FSセンターにおいて、動物の飼育、植物の栽培等を行う施設における動物又は植物の管理等のための業務	5,100円	一般職俸給表の適用を受ける職員が、FSセンターにおいて、動物の飼育、植物の栽培等を行う施設における動物又は植物の管理等のための業務	5,100円	
2 前項の勤務は、第33条及び第34条の勤務には含まれないものとする。		2 前項の勤務は、第33条の勤務には含まれないものとする。		
第35条～第44条 省略		第35条～第44条 省略（現行どおり）		
附 則 省略		附 則 省略（現行どおり）		

附 則（22経規程 第30号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。